

## 大河原町パブリックコメント(政策等に関する意見公募)手続の概要

区分	主な内容
目的等 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の政策形成過程における住民の参画と行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、協働のまちづくりによる開かれた調整の実現を目指します。</li> <li>&lt;制度の意義としては&gt; 積極的な情報の公開, 住民参加の促進, 説明責任の履行 があります。</li> <li>・また、行政運営の共通のルールとして整備していきます。</li> </ul>
資格 (第2条:定義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に住所を有する者</li> <li>・本町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</li> <li>・本町に存する事務所又は事業所に勤務する者</li> <li>・その他政策等に利害関係を有するもの</li> </ul>
対象 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃</li> <li>・町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃(金銭徴収に関するものを除く。)</li> <li>・町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則及び要綱等の制定又は改廃</li> <li>・町の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃</li> <li>・町の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改廃</li> <li>・広く町民の利用に供する建物等の建設に係る基本的な計画(町の負担金等が生じる施設建設を含む。)の策定又は変更のうち、実施機関が必要と認めるもの</li> <li>・前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と判断したもの</li> </ul>
公表の予告 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策等の案の公表の日の10日前までに行うこととします。</li> <li>・公表の内容は、案の名称、意見等の提出期間、案の入手方法などです。</li> </ul>
公表の内容 (第5条)	<p>政策等の案件名とその案を作成した趣旨、目的及び背景等 立案に際しての考え方など 政策等の案の理解を深めるために必要な資料 意見の提出先、提出方法、提出期限 などです。</p>
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧として担当課・情報公開室(庁舎2階)、町ホームページを十分に活用(広報紙も)、出先機関等への公表内容等の配布</li> </ul>
意見の受付条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見の提出については、住民の意見をまとめる期間として公表した日から20日間以上を確保します。</li> <li>・提出は書面(文書)とすることから、基本的な様式を設定します。</li> <li>・提出者の住所、氏名、電話番号などは必須記入事項です。</li> </ul>
意見の提出方法 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見の正確性などを確保することから書面(文書)とします。</li> <li>・直接の持参 郵便 ファクシミリ 電子メール等</li> </ul>
意見の取り扱い (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された意見については、十分に検討し政策等に反映できるものは反映していきます。</li> <li>・最終的な政策等の決定となります。</li> <li>・また、提出された意見の概要と意見に対する町の考え方などを公表します。</li> <li>・政策等の案を修正した場合は、その修正内容を公表することになります。</li> </ul>
実施機関 (第2条:定義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長(水道事業管理者としての権限を行う町長を含む。) 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会</li> </ul>
適用除外 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの</li> <li>・法令等により、意見聴取等の手続が定められている場合</li> <li>・実施機関に裁量の余地がないと認められる場合</li> <li>・地方自治法の規定による直接請求により議会に付議するもの</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この制度は、政策等の内容をより良いものにするためのものであり、賛成・反対とする賛否を問うものではありません。</li> <li>・パブリックコメントを行うとした積極的な取り組みが必要です。</li> </ul>